

VOC 処理技術分野 拡大ワーキンググループの実施報告

1. 拡大ワーキンググループの実施概要

- 昨年度に引き続き、広く事業に関する意見を集め、より効果的な制度の構築に向けた検討を行うことを目的に拡大ワーキンググループを開催した。
- ワーキンググループの検討員から6名、意見者として11名（実証機関関係者2名、他分野実証運営機関1名、技術開発者6名、その他2名）が参加し、事業や対象技術への要望・意見、実証によるメリット等の向上について、事務局を含め、活発な意見交換が行なわれた。
- また、開催に先立ち、環境省HPにて意見募集を実施したところ3件の意見が寄せられた。

<p>1. 開催日時：平成 19 年 12 月 10 日（月） 13:00～15:00</p> <p>2. 開催場所：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）第2セミナー室</p> <p>3. 議題</p> <p>(1) 環境技術実証モデル事業（VOC 処理技術分野）の概要について</p> <p>(2) 事業や対象技術への要望・意見</p> <p>(3) 実証によるメリット等の向上についての要望・意見</p> <p>(4) 手数料体制への移行にあたっての要望・意見</p> <p>(5) その他</p> <p>4. 出席検討員：坂本和彦（座長）、岩崎好陽、尾形敦、土井潤一、保坂幸尚、本田城二 意見者（実証機関）：財団法人東京都環境整備公社（平成 15～19 年度実証機関） 財団法人九州環境管理協会（平成 19 年度実証機関） 意見者（他分野 実証運営機関）：財団法人日本環境衛生センター（平成 18～19 年度小規模排水処理分野実証運営機関） 意見者（環境技術開発者）：東洋紡績株式会社（平成 17、18 年度実証経験者） 株式会社アース・フラップ（平成 18 年度実証経験者）、 有限会社アマリ精工（平成 19 年度実証試験実施中）／他</p> <p>5. 事前に寄せられた意見：3件 ※開催に先立ち、環境省 HP において募集（平成 19 年 11 月 5 日（月）～11 月 30 日（金））</p>

2. 主な要望・意見

(1) 事業や対象技術への要望・意見

- 中小企業向け機器として、安価であることといった条件定義が必要だ。政策の見通しがわかれば、開発がしやすい。（環境技術開発者）
- 50%だけを処理、高濃度部分のみを処理、といった機器の開発を推進できないか。（委員）
- 発生抑制技術も対象分野としていくべきではないか。また、量産体制による低コスト化の発想転換も必要であろう。（委員）
- 導入者にメリットのある、抑制技術や回収再利用技術に特に期待したい。（委員）
- 中小企業事業所での劣悪な作業環境を改善するために、支援策と対策技術の普及を図っていただきたい。（環境技術開発者）
- 国・県の予算が限られる中で、VOC対策を進めるためには、認証という手法が必要なのではないか。認証された技術であれば自治体としても支援しやすくなる。（委員）

<ご参考（事前に寄せられた意見等：拡大WG資料3より）>

事業・技術への要望や意見

- 実証機関として実証技術者を公募したが、応募者が少なかった。実証ニーズを踏まえた実証技術の公募のあり方について検討が必要ではないか。（実証機関からの意見）
- 「中小事業所向け」VOC処理装置の定義が判然としない。大手事業所であっても安

価の設備を求めている。(環境技術開発者)

(2) 実証によるメリット等の向上についての要望・意見

- 実証事業の枠の中であっても、報告書記載の工夫等により認証的要素を強めていただきたい。(環境技術開発者)
- エンドユーザーに伝わっていないことが問題だと思う。パンフレット等ではなく、業界誌への広告等も含めて、積極的なPRが必要ではないか。(実証機関)
- NEDOでのVOC処理技術選択ツールの提供や処理技術紹介、産業環境管理協会でのVOC対策支援ボードなどと連携できないか。(委員)

<ご参考(事前に寄せられた意見等:拡大WG資料3より)>

メリット向上に係る要望・意見

- 印刷工場・塗装工場等の中小企業向けVOC処理技術は、ユーザー側にも資金的な余力が少なく、装置の価格も高いことから、販売に結びつかないという課題がある。実証事業による宣伝効果を期待する一方で、ユーザーに対する装置導入の促進策等も必要である。(環境技術開発者)
- 本実証モデル事業の認知度が低いため、営業活動を行っている中で、実証済みの装置である事をユーザーに伝えても、ユーザー側でその重みを感じる方が少ない。VOC排出規制のベストミックスの中で、環境省・経済産業省間のより一層の連携、及び実証事業による宣伝効果を期待する。(環境技術開発者)
- 実証対象技術の選定基準を具体的に示すとともに実証対象技術がそれを満たしているかどうかを示すべきである。(環境技術開発者)
- 実証試験結果をパンフレットのような形で発行していただけると、環境技術開発者は技術資料として活用できる。(環境技術開発者)

(3) 手数料体制への移行にあたっての要望・意見

- VOC濃度測定以外の測定費用が高い。手数料体制移行にあたっては、応募企業が少なくなるらないよう工夫が必要である。(実証機関からの意見)
- 技術開発企業では、人員体制が十分でなく事務連絡がとりにくい。こうしたことが実証機関の人件費への影響も与える。(実証機関からの意見)
- 小規模排水処理分野では、当初実証試験費用が400~500万程度と高く見積もられていたもので、手数料を低く抑えるための工夫を行った。たとえば、必要最低限の測定項目を定める、試験回数を減らすなどの調整を行った。運用段階でも、設定した手数料の範囲内に費用が納まるような調整を行っている。(他分野実証運営機関からの情報提供)
- 実証費用を安くするための工夫が検討課題となっている。技術開発者が、多くの測定項目を依頼されるのであれば費用を高く設定してもいいし、技術の特性のみを評価できればいいという要望であれば測定項目を限定して実証費用を削減する等の工夫も必要であろう。(委員)
- 現在、副次的な影響も測定項目としているが、もし別の指標によって代替できるのであれば、測定は省略する等の工夫も必要であろう。(委員)

<ご参考(事前に寄せられた意見等:拡大WG資料3より)>

手数料体制への移行にあたっての要望・意見

- 実証機関としての業務(「公募もしくは掘り起こし」「選定」「試験計画」「試験実施」「結果評価」「報告書作成」「技術実証委員会の運営」)に係る人件費等についても費用負担の対象となる場合、ベンチャー企業等では負担が困難な予算になることが予測され、実証が困難になるのではないか。(実証機関からの意見)

- 実証機関としての業務には、実証試験そのものに係る業務のほかに、契約事務等の負担も多く含まれる。手数料体制に移行した場合には、こうした管理費も見積もりに含まなければ運用が困難となる。(実証機関からの意見)
- 実証試験要領において手数料項目が定められることとなるが、実際の測定項目は試験計画を策定する段階で必要に応じて追加されることが想定される。技術開発者を公募し、採択する段階で手数料金額を示す必要があると考えられるが、実際の手数料が確定するのは試験計画が策定される段階である。手数料が変動することにより技術開発者又は実証機関に予想外の負担が生じる可能性について、どのように対処すべきか検討されたい。つまり、技術開発者と実証機関との契約及び手数料の確定の時期について、上記の点に配慮して手順を定めていただきたい。(実証機関からの意見)
- 実証申請者が実証項目を選択できるようにすることで、手数料の軽減を図ることが可能である。(環境技術開発者)

(以上)